

重要事項説明書

1 事業主概要

事業所の名称	社会福祉法人 武蔵野ユートピアダイアナクラブ
法人所在地	〒360-0103 埼玉県熊谷市小江川1396
代表者名	理事長 福田雄次郎
電話番号	048-536-1911
設立年月日	昭和48年3月31日

2 御利用施設

施設の名称	軽費老人ホーム 武蔵野ユートピアダイアナクラブ
施設の所在地	〒360-0103 埼玉県熊谷市小江川1396
施設長名	岡田政夫
電話番号	048-536-1911
FAX番号	048-536-1171
開設年月日	昭和48年7月20日
交通の便	高崎線熊谷駅下車 タクシー15分 東武東上線森林公園駅下車 タクシー15分 関越自動車道。東松山ICより20分
定員	200名
損害賠償責任 保険加入先	日本興亜損害保険

3 事業の目的と運営の方針

事業の目的	軽費老人ホームは家庭環境、住宅事情等の理由により住居において生活する事が困難な者が、国・県よりの補助により低額な料金で利用でき、健康で明るい生活を送ることを目的としています。
運営の方針	生活の場として老人の特性に配慮した住みよい住居を提供し、利用者の自主性の尊重を基本として、入居者が明るく心豊かな生活が出来るよう、相談・助言などの援助、食事の提供、入浴設備の提供、疾病、災害などの緊急時の対応、居宅サービスの利用への協力、余暇活動の支援など、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るように、万全を期することを基本方針とします。

4 職員の配意基準とサービス

職種	サービス内容	配置	勤務体制
施設長	総括	1名	常勤
事務職員	庶務 会計業務	2名	常勤
副施設長	居宅支援事業	1名	常勤
相談員	相談 面接 行事計画	1名	

看護師	健康管理	1名	常勤
介護職	日常生活の支援・援助	7名	常勤
栄養士	献立作成・衛生管理	1名	常勤
調理師	調理業務	6名	常勤
医師	健康管理	1名	非常勤

5 施設サービス概要

種類	内 容
食 事	<p>栄養士の立てる献立により、栄養と利用者の身体状況に配慮した食事を提供します。</p> <p>食事時間 朝食 7時45分～ 8時30分 昼食 12時00分～12時45分 夕食 18時00分～18時45分</p>
入 浴	毎日入浴できます。14時～19時
健 康 管 理	<p>嘱託医による週1回の診察と、年2回の健康診断実施 嘱託医 稲垣 直 (内科)</p> <p>看護師による月1回の血圧測定・体重測定</p>
相談及び援助	利用者及びその家庭から、利用者の生活についてのご相談に、誠意を持って必要な援助を行うよう努めます。
社会生活上の 便 宜	利用者からの要望を考慮し、年間行事を作成し、教養娯楽、日常生活支援、クラブ活動などの事業を行います。

6 御利用料 階層区分料金表

対象収入による階層区分		利 用 料 金 (単位円)		
		事務費	生活費	計
夫婦のみ 1階層		7,000	57,104	64,104
1	1,500,000円以下	10,000	57,104	67,104
2	1,500,000円～1,600,000円	13,000	57,104	70,104
3	1,600,001円～1,700,000円	16,000	57,104	73,104
4	1,700,001円～1,800,000円	19,000	57,104	76,104
5	1,800,001円～1,900,000円	22,000	57,104	79,104
6	1,900,001円～2,000,000円	25,000	57,104	82,104
7	2,000,001円～2,100,000円	30,000	57,104	87,104
8	2,100,001円～2,200,000円	35,000	57,104	92,104
9	2,200,001円～2,300,000円	40,000	57,104	97,104
10	2,300,001円～2,400,000円	45,000	57,104	102,104
11	2,400,001円～2,500,000円	50,000	57,104	107,104
12~21	2,500,001円以上	53,400	57,104	110,504

- (1) この表における「対象収入」とは、前年の収入（社会通念上の収入として設定することが適当でないものを除く）から、租税、社会保険料、医療費などの必要経費を控除した収入を言います。
- (2) 本人からの事務費領収額（月額）は前項表により求めた額とします。
- (3) 夫婦で入居する場合は、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1を各々個々の収入対象とし、その額が150万円以下に該当する夫婦其々の事務費徴収額については、30%減額した額とします。この場合100円未満は切り捨てするものとします。
- (4) 月の途中での退所の場合、生活費は日割り計算となりますが、事務費は全額徴収となります。
- (5) 退所時には居室の現状復帰費用を負担していただきます。
- (6) 入院中の食事代については、入院の5日目から退院の前日までの日数分×600円を返還します。

7 生活相談等の対応

日常生活を営むのに必要な行政機関に対する手続きについて、入居者又はその家族が行う事が困難である場合は必要な支援を行います。その際に係る費用については自己負担して頂きます。

8 事故発生時の対応

- (1) 事故が発生した場合は、周囲の状況及び当該利用者の状況を判断し、安全確保を最優先として行動します。関係部署及び家族などに速やかに連絡し、必要な処置を講じます。

9 苦情相談口

☆サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

相談窓口担当者	牧野 英子（副施設長）
利用時間	月～土 9時～17時45分
電話	048-536-1911

☆当施設以外に市町村の相談・苦情受付窓口でも苦情の申し出が出来ます。

☆苦情解決第三者委員

監事	水出 実雄
評議員	小松原義子

10 当施設ご利用に当たって留意いただく事項

来訪・面会	7時～19時（但し緊急の場合はこの限りにあらず）
外出・外泊	届けを提出して頂きます
喫煙	受動喫煙対策、防火予防の為、敷地内はすべて禁煙です
迷惑行為など	他の入居者に迷惑を及ぼしたり、共同生活を乱さない
動物の飼育	不可

11 当施設は福祉サービスにおける第三者評価は受けておりません。